東部保健福祉事務所地域リハビリテーション推進強化事業
リハビリテーション相談支援事業等実施要領

1　目　的

この要領は，宮城県地域リハビリテーション推進強化事業実施要綱（令和８年４月１日施行）に基づき，管内市町村（管内市町村から事業の委託を受けた団体を含む。）及び管内施設・事業所（以下「支援対象機関」という。）が実施する個別相談や保健福祉事業に対して，保健福祉事務所のリハビリテーション専門職（以下「リハ職」という。）等が専門的な対応を行い，課題解決を支援するとともに，市町村の保健福祉事業の質の向上を図ることを目的とする。

2　事業実施主体

宮城県東部保健福祉事務所

3　支援対象機関

（１）市町村
（２）障害者総合支援法に基づく事業所
（３）児童福祉法に基づく事業所
（４）介護保険法に基づく事業所
（５）　その他の機関・団体等で保健福祉事務所長が認めたもの

4　事業内容

（１）リハビリテーション相談支援事業（障害児者等相談支援）

支援対象機関からの個別支援に関する相談の依頼に対し，課題の解決を支援するために，リハ職等が生活機能全体の向上に向けた専門的な対応を行う。

（２）障害児者支援機能強化事業

支援対象機関が実施する保健福祉に関する事業やサービスに対して，依頼に基づき，リハ職等や専門機関の職員を派遣し，質の向上を図るために課題解決に向けた取組を行う。

5　実施手順

（１）リハビリテーション相談支援事業（障害児者等相談支援）

イ　３（２）から（５）に該当する機関は，当該相談支援利用の目的，日程等について，相談者の住所地の市町村に連絡する。

ロ　市町村は，事前に保健福祉事務所（以下「当所」という。）に連絡の上，所定様式により保健福祉事務所長宛て依頼する。

ハ　保健福祉事務所長は，市町村からの依頼に基づき，リハ職等を派遣し支援を行う。また，必要に応じて，依頼元の市町村に対し別途資料提出を求めることがある。

ニ　保健福祉事務所長は，相談支援の結果について，所定様式により市町村に対し結果の報告を行うものとする。

（２）障害児者支援機能強化事業

イ　支援対象機関は，事前に当所に連絡の上，所定様式により保健福祉事務所長宛て依頼する。

ロ　保健福祉事務所長は，支援対象機関からの依頼に基づき，リハ職等を派遣し支援を行う。また，必要に応じて，依頼元の支援対象機関に対し別途資料提出を求めることがある。

6　留意事項

事業の実施に当たっては，支援対象機関と十分協議の上，決定するものとする。

附　則

この要領は，令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和８年４月１日から施行する。